

[保育課 関連資料]

家庭的保育事業の充実について

家庭的保育事業とは

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者(保育ママ)が、保育所と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業(平成12年度に、保育需要の増に対応するための応急的措置として創設)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)等において、様々な働き方・ライフスタイルに対応するための多様で弾力的な保育サービスの一環としての家庭的保育の制度化や拡充の必要性が言及される一方、実施自治体が少なく、普及が進んでいない。(20年度実績(交付決定ベース)【実施自治体数】19、【保育ママ数】130、【利用児童数】491(地方単独施策【保育ママ数】877、【利用児童数】1,573))

課題

- ・家庭的保育者への支援体制の不足(巡回指導・相談体制、家庭的保育者の休暇時の代替保育の確保等)
- ・事故発生時の保証の体制
- ・家庭的保育者のなり手がいない
- ・実施自治体が少ない

改善内容(平成20年度)

- ・家庭的保育者を支援する専任職員の配置
- ・補助単価の見直し(賠償責任保険料の追加)
- ・補助単価の見直し(俸給の引上げ等)
- ・対象児童数の増

改善内容(平成21年3月～)

- ・個人実施型の対象児童の年齢を3歳未満から就学前に引上げ
- ・家庭的保育者自身に養育する児童がいないこととする要件を撤廃
- ・連携保育所に最低基準を満たす認可外保育施設を追加
- ・家庭的保育支援者の配置基準の引下げ

平成22年度予算(案)

予算額：2,787百万円(H21予算1,418百万円)
対象児童数：10,000人(H21予算5,000人)
事業の委託先：家庭的保育者又は保育所等を経営する者

- ・家庭的保育者：52,400円(児童1人当たり月額)
- ・家庭的保育支援者：約455万円(年額)
- ・連携保育所：約170万円(年額)

事業の法定化

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成20年12月3日法律第85号)により、家庭的保育事業を法定化(平成22年4月1日施行)
 - ・保育士に限らず、研修により市町村長が認めた者へ資格要件を拡大
- 「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」(平成21年厚生労働省令第150号)及び「家庭的保育の実施について」(平成21年10月30日雇児発第1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により、実施基準及びガイドラインを策定

平成20・21年度補正予算

- ・都道府県が設置する「安心こども基金」において、家庭的保育事業を推進するため、実施場所に係る改修事業、賃借料補助事業及び家庭的保育に対する研修事業を実施(平成22年度実施分まで一括計上)
- ・緊急雇用対策において、「安心こども基金」を活用したNPO法人等による家庭的保育の試行事業を実施
- ・平成21年第2次補正予算において、地域の余裕スペースを活用した実施場所に係る改修費、賃借料について、一定の条件に基づき補助基準額の増額及び国庫補助率の嵩上げ(国1/2、市町村1/2 → 国2/3、市町村1/3)

家庭的保育事業の体系(H22.4~)

児童福祉法(抜粋)

◎ 家庭的保育事業の定義【法6の2①】

家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

◎ 保育の実施【法24①】

市町村は、…保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

◎ 事業の開始等【法34の14①】

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

◎ 実施基準の遵守【法34の15】

家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

◎ 都道府県による指導監督【法34の16】

- 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、…その事業の制限又は停止を命ずることができる。(法令違反や乳幼児の処遇に不当な行為をしたとき)

◎ 情報提供【法34の17】

家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、…その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

児童福祉法施行規則

◎ 家庭的保育者の要件

保育士又は保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であつて、市町村長が行う研修を修了した者

◎ 実施場所等

- 専用の部屋を有すること
- 保育を行う居室は9.9㎡以上、3人を超える場合は1人超えるにつき3.3㎡を加算

◎ 配置基準

- 家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下、
- 補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下

◎ 保育内容：保育所保育指針に準拠し、家庭的保育の特性に留意

◎ 市町村の体制整備

市町村は、保育所その他の関係機関と連携し、以下の業務を実施(保育内容の支援、巡回指導・相談、代替保育等)

家庭的保育事業ガイドライン

◎ 家庭的保育事業の実施体制：家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託

◎ 情報提供：家庭的保育の氏名、資格、居宅、保育内容等を適切な方法で周知

◎ 家庭的保育者：保育士資格を有さず研修によって家庭的保育者として認める際などにおいて適切な評価を行う。

◎ 市町村の体制整備：家庭的保育者を支援するため、助言・指導を行う体制整備、連携保育所の確保、代替保育の体制整備

◎ 研修：保育士資格を有さない者が家庭的保育者となるための認定研修、就業前に全ての家庭的保育者に課す基礎研修、フォローアップ研修、現任研修、指導者養成のための指導者研修

延長保育促進事業 Q & A

(詳細については「実施要綱案」を参照されたい。)

問1 公立保育所についても、延長保育促進事業の補助対象となるのか。

(答) 児童福祉法39条に規定する、市町村以外の者の設置する保育所(以下、「民間保育所」という。)を補助対象としており、公立保育所については補助対象とはならない。

問2 延長保育促進事業を交付申請する場合、延長保育推進事業(基本分)(以下、「基本分」という。)のみで申請はできるのか。また、延長保育事業(加算分)(以下、「加算分」という。)のみで申請はできるのか。

(答) 基本分については、延長保育を実施することを前提として、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業であるため、基本分のみでの申請は不可である。

なお、加算分のみでの申請は可能である。

問3 延長保育事業(加算分)を実施した場合、

- ① 実延長が1時間で平均対象児童が3人の場合
 - ② 実延長が2時間で平均対象児童が2人の場合
- には、何時間延長に該当するのか。

(答) ①の場合については、1時間延長の要件「1時間以上の延長、かつ平均対象児童数が6人以上」を満たしていないことから、30分延長に該当することとなる。

②の場合については、2時間延長の要件「2時間以上の延長、かつ平均対象児童数が3人以上」を満たしていないことから、1時間延長(要件を満たす場合)、または30分延長に該当することとなる。

問4 22年度より年間延べ利用児童数を把握する理由如何。

(答) 本年1月に決定された「子ども・子育てビジョン」に掲げる数値目標の進捗よく状況の把握及び昨年行われた行政刷新会議における事業仕分けにおいてデータ収集について指摘されていることから、22年度より把握することとしているので趣旨を御理解のうえ、よろしく願いしたい。

なお、年間延べ利用児童数の計上方法については、延長時間区分に関わらず1日(1回)利用につき1人と計上すること。

- ・例1:(1日)1時間延長、利用児童数6人・・・延べ利用児童数6人
- ・例2:(1日)6時間延長、利用児童数3人・・・延べ利用児童数3人

(現行)

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基準額 ⑤	選定額 ④と⑤を比較して少ない方の額⑥	⑥×2/3 =⑦	都道府県補助額 ⑧	国庫補助基本額 ⑦と⑨を比較して少ない方の額⑩	国庫補助額 ⑩×1/2 ⑪
		支出予定額 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ②-③=④						
	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1. 一時預かり事業										
(1) 保育所型										
(2) 地域密着型										
(3) 地域密着II型										
2. 特定保育事業										
3. 休日・夜間保育事業	()									
(1) 休日保育事業(認可保育所)										
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)	()									
(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)	()									
4. 病児・病後児保育事業	()									
(1) 病児対応型	()									
(2) 延所待者加算(病児保育)	()									
(3) 病後児対応型	()									
(4) 延所待者加算(病後児保育)	()									
(5) 体調不良児対応型	()									
5. 特権児童解消促進等事業	()									
(1) 送迎保育ステーション試行事業	()									
(2) 家庭的保育事業	()									
(3) 認可化移行促進事業	()									
(4) 保育所分園推進事業	()									
(5) 保育所体験特別事業	()									
(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業	()									
6. 保育環境改善等事業										
(1) 基本改善事業										
(2) 環境改善事業										
合計										

合計にて差引額④、基準額⑤を比較し選定額⑥を算出

(注) 1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)・(4)は減免した人数を、6(2)は「家庭的保育待機児」を記入すること。



(改正後)

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基準額 ⑤	選定額 ④と⑤を比較して少ない方の額⑥	⑥×2/3 =⑦	都道府県補助額 ⑧	国庫補助基本額 ⑦と⑨を比較して少ない方の額⑩	国庫補助額 ⑩×1/2 ⑪
		支出予定額 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ②-③=④						
	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
1. 特定保育事業										
2. 休日・夜間保育事業	()									
(1) 休日保育事業(認可保育所)										
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)	()									
(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)	()									
3. 病児・病後児保育事業	()									
(1) 病児対応型	()									
(2) 延所待者加算(病児保育)	()									
(3) 病後児対応型	()									
(4) 延所待者加算(病後児保育)	()									
(5) 体調不良児対応型	()									
4. 特権児童解消促進等事業	()									
(1) 家庭的保育事業	()									
(2) 認可化移行促進事業	()									
(3) 保育所分園推進事業	()									
(4) 保育所体験特別事業	()									
(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業	()									
5. 保育環境改善等事業										
(1) 基本改善事業										
(2) 環境改善事業										
6. 延長保育促進事業										
(1) 延長保育推進事業(基本分)	()									
(2) 延長保育事業(加算分)	()									
合計										

各事業ごとに差引額④、基準額⑤を比較し選定額⑥を算出

(注) 1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)・(4)は減免した人数を、4(1)は「家庭的保育待機児」を、6(2)は事業数を記入すること。

「認定こども園」制度の概要と現状①

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

○幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定

- ①教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ②地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型と財政措置

類型	地域のニーズに応じた選択	財政措置	認定数(H21.4.1現在)
幼保連携型		幼稚園と保育所の補助の組合せ	158カ所
幼稚園型		幼稚園の補助制度	125カ所
保育所型		保育所の補助制度	55カ所
地方裁量型		(一般財源)	20カ所
			計358カ所

「認定こども園」制度の概要と現状②

各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	22	滋賀県	7
青森県	2	京都府	0
岩手県	7	大阪府	5
宮城県	1	兵庫県	19
秋田県	15	奈良県	1
山形県	7	和歌山県	4
福島県	8	鳥取県	0
茨城県	11	島根県	2
栃木県	7	岡山県	5
群馬県	18	広島県	12
埼玉県	8	山口県	2
千葉県	12	徳島県	2
東京都	33	香川県	1
神奈川県	19	愛媛県	8
新潟県	5	高知県	5
富山県	3	福岡県	13
石川県	5	佐賀県	10
福井県	2	長崎県	26
山梨県	1	熊本県	1
長野県	8	大分県	5
岐阜県	2	宮崎県	11
静岡県	2	鹿児島県	16
愛知県	5	沖縄県	0
三重県	0	合計	358

幼保連携推進室調べ(平成21年4月1日現在)

「認定こども園制度の在り方に関する検討会」の開催

1. 趣旨

「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月)及び「5つの安心プラン」(平成20年7月)に盛り込まれた認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により、「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を開催。

2. 検討会委員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
安藤 哲也	NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事
池本 美香	日本総合研究所主任研究員
井戸 敏三	兵庫県知事
猪熊 律子	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
長田 朋久	横川さくら保育園園長
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
齋藤 正寧	秋田県井川町長
田村 哲夫	認定こども園青葉学園野沢こども園園長
中澤 卓史	高知県教育長
無藤 隆	白梅学園大学教授
森 貞述	愛知県高浜市長
※ 山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
吉田 敬岳	自由ヶ丘幼稚園園長
吉田 正幸	(有)遊育代表取締役
若盛 正城	認定こども園こどものもり園長
渡邊 英則	認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長

※:座長

3. 開催実績

第1回 H20.10.15

・認定こども園をめぐる現状と課題について

第2回 H20.11.7

・認定こども園の意義や課題等について
・認定こども園、幼稚園・保育所運営委員へのヒアリング

第3回 H20.12.12

・議論の整理(案)について

第4回 H21.2.18

・認定こども園制度に関する論点について

第5回 H21.3.31

・報告書とりまとめ

今後の認定こども園制度の在り方について

<認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書>

現状（課題）

改革の方向

- 保護者や施設からは評価が高いが、普及が進まない。／229件(H20.4)

認定こども園の緊急整備

- 利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、平成23年度には認定件数が2000件以上となることを目指す。

- 財政支援が不十分。

財政支援の充実

- 「安心こども基金」等により「幼稚園型の保育所機能部分」、「保育所型の幼稚園機能部分」、「地方裁量型」への新たな財政措置が実現。

- 会計処理や申請手続きが煩雑。
- 省庁間や自治体間の連携が不十分。

二重行政の解消

- 「こども交付金」を制度化し、補助金等の窓口・申請・執行手続きの一本化の促進。
- 窓口の一本化、書類の重複の整理、監査事務の簡素化など、速やかに手続きの一本化・簡素化。

- 地域の実情に応じて、教育・保育・子育て支援が総合的に提供される仕組みが必要。
- 職員の資質の維持・向上が必要。

教育・保育・子育て支援の総合的な提供／質の維持・向上

- 将来的には幼保連携型への集約を目指す。
- 家庭や地域の子育て支援機能の強化。
- 教育・保育の質の維持・向上のための研修や運営上の工夫。
- 幼稚園教諭と保育士資格の養成課程や試験の弾力化。

今後の就学前教育・保育に関する制度の在り方

- 地域の実情に応じて、教育・保育・子育て支援の「機能」が総合的に提供されるよう、その在り方について検討。
- 新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づく取組や認定こども園における取組状況等を検証。
- 幼稚園と保育所を担当する行政部局の在り方については、義務教育、児童健全育成、母子保健、障害児福祉、労働等の他の行政分野との連携などに留意する必要。現行の「幼保連携推進室」の機能強化と内閣府の総合調整機能の発揮が必要。

今後のスケジュール

- 今後、見直しの進捗状況をフォローアップ。
- 保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進。
- 法施行後5年を経過した場合に検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて必要な見直しを実施。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄)

～平成21年12月8日 閣議決定～

6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

(1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

① 制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

<具体的な措置>

○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

(ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

(イ) イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進

- ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・また、施設整備補助の在り方、運営費の用途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

(ウ) 幼保一体化の推進

- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

「子ども・子育て新システム検討会議」について

～平成22年1月29日 少子化社会対策会議決定～

1 趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催する。

2 構成員

会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

(共同議長) 内閣府特命担当大臣(行政刷新)・国家戦略担当大臣
内閣府特命担当大臣(少子化対策)

(構成員) 総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
その他、必要に応じて議長が指名する者

3 作業グループ

会議の下に「作業グループ」を設置する。作業グループの構成員は、会議の構成員たる府省の副大臣又は政務官及び必要に応じて議長が指名する者とする。

4 スケジュール

平成22年6月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。

5 庶務

会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

地方分権改革(保育所の基準関係)について

○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容(平成21年10月7日)

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。



○ 地方分権改革推進計画の内容(平成21年12月15日閣議決定)

保育所の最低基準は条例で都道府県等(※)が定める。その際、

1. ○保育士の配置基準

○居室の面積基準(乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡)

○保育の内容(保育指針)、調理室(自園調理)

などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。 → 「従うべき基準」

2. ○屋外遊戯場の設置

○必要な用具の備え付け

○耐火上の基準

○保育時間

○保護者との密接な連絡

などについては、国の基準を参考にすればよい。 → 「参酌すべき基準」

3. ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。 → 「標準」

(※)都道府県、政令指定都市、中核市

→ 地域主権改革推進一括法案(仮称)を、平成22年通常国会に提出する予定。

保育所における給食の外部搬入方式について

「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」 (平成22年2月4日構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会)

【 評価 】 地域を限定することなく全国において実施(ただし、3歳以上児に対する給食に限る。)

(評価の判断の理由等)

3歳以上児については、全国展開を不相当とするような弊害は認められない。しかし、3歳未満児については、咀嚼機能発達等の観点から特に配慮が必要であるため、懸念される弊害を除去するための適切な方策を引き続き検討しつつ、特区として継続することとする。

現 行

- 特区の認定を受けた市町村では、公立保育所の全年齢において外部搬入方式を採用することが可能。

	公立	私立
0~5歳	(特区) 外部搬入可能	自園調理

特区の全国展開後(平成22年4月~(予定))

- 3歳以上児については公・私立ともに外部搬入方式を採用することが可能。
- 3歳未満児については、公立のみについて、引き続き特区の認定を受けた市町村に限り外部搬入方式を採用することが可能。(私立は自園調理)

	公立	私立
3~5歳	特区によらず 外部搬入可能	
0~2歳	(特区) 外部搬入可能	自園調理

※ 3歳以上児の給食の外部搬入にあたっては、従来の特区認定要件を踏まえ、基準を策定し、質を担保した場合のみ実施できることとする。

(特区認定要件)

- ・ 調理室として加熱、保存等のための調理機能を有していること。
- ・ 入所児童の発達段階に応じた食事を提供すること。
- ・ 食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。等

※ 平成22年1月現在、86市町村455施設が特区認定されている。(うち3歳以上児のみ:170施設)

※ 今後、構造改革特別区域推進本部(本部長は内閣総理大臣。本部員は国务大臣。)により政府の対応方針が決定されることとなる。これを踏まえ、所要の法令改正を行う。

新保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布)

第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

保育所における保育の質の向上のための アクションプログラムについて

経緯及び趣旨

保育所における質の向上を図るため、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、保育所保育指針改定（平成20年3月告示）に併せて通知。

各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することを奨励。
（次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画と一体的に策定することも可）

実施期間

平成20年度から平成24年度までの5年間

アクションプログラムの概要

- (1) 保育実践の改善・向上
自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など
- (2) 子どもの健康及び安全の確保
保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、嘱託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもの保育の充実など
- (3) 保育士等の資質・専門性の向上
保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し
- (4) 保育を支える基盤の強化
評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保